

広島県立

もんじょかん

文書館だより

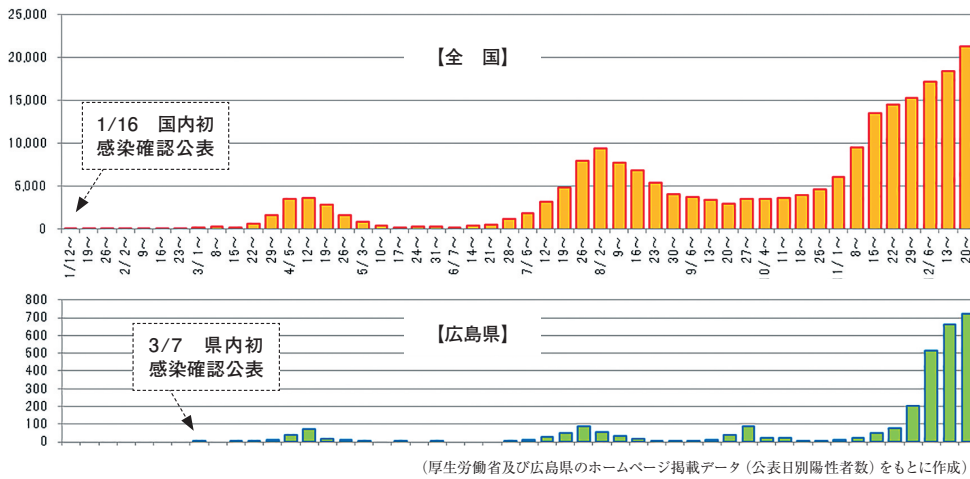
NO.45



HIROSHIMA PREFECTURAL ARCHIVES NEWS

2021.3

新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数（令和2年／週別）



臨時休館のお知らせと感染拡大防止への協力をお願い（文書館入口などに掲示）

<p>入場者が多いときは、手洗い消毒、マスクの着用をお願いします。</p> <p>入場者が多いときは、少しく待ちください。</p>	<p>入館にあたってのお願い</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次のとおり臨時休館いたします。</p> <p>※ 臨時休館の期間は、今後の状況により変更になる場合があります。</p> <p>広島県立文書館</p>	<p>臨時休館継続のお知らせ</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、3月12日(火)以降も臨時休館を継続いたします。</p> <p>※ 臨時休館の期間は、今後の状況により変更になる場合があります。</p> <p>広島県立文書館</p>	<p>臨時休館延長のお知らせ</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、3月9日(月)から3月31日(火)までの間、臨時休館としていますが、県の方針を受けて、3月15日(土)以降も臨時休館を延長することとなりました。</p> <p>※ 臨時休館の期間は、今後の状況により変更になる場合があります。</p> <p>広島県立文書館</p>	<p>臨時休館のお知らせ</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次のとおり臨時休館いたします。</p> <p>【臨時休館する期間】 令和2年3月9日(月)～3月31日(火)</p> <p>※ 臨時休館の期間は、今後の状況により変更になる場合があります。</p> <p>広島県立文書館</p>
--	--	--	--	---

世界中がコロナ禍に翻弄された令和二年。行政文書の管理に関するガイドラインに基づく「歴史的緊急事態」として、政府の政策決定会議などの記録作成が求められています。こうした規程がなくとも、将来の教訓や指針とすべく意識して記録や資料を作成し、残していく必要があるでしょう。本稿では、当館における令和二年中の新型コロナウイルスへの対応状況を振り返ります。

新型コロナウイルス感染症への対応

一 経過

はじめに新型コロナウイルス感染症拡大の経過を概観しておきます。

○世界保健機関(WHO)が新型コロナウイルスを確認したのが一月十四日、同十六日には国内初の感染確認が公表されました。WHOは同三十日に「国際的な緊急事態」を宣言、三月十一日にはパンデミック(世界的大流行)を表明する事態に至ります。

○国内では、二月三日に横浜港に入港した大型クルーズ船への対応に追われる中、各地で感染者が確認され、同二十七日には全国の小中高校などに臨時休校が要請されました。

○広島県内で初めて感染確認が公表されたのが三月七日、これを受けて当館も同九日から臨時休館となりました。

○三月二十四日に東京オリピック・パラリンピック二〇二〇の延期が決定、同二十六日に特別措置法に基づく政府対策本部が設置されました。政府は四月七日に七都府県を対象に緊急事態宣言(五月六日)を发出、同十六日に対象地域が全国に拡大されます。

○五月四日に緊急事態宣言が同月末まで延長されましたが、同十四日に三九県、同二十一日には関西三府県の宣言が解除され、同二十五日に全国的に解除されました。

○六月十九日に都道府県をまたぐ移動の自粛要請が全国的に解除され、その後GOTOキャンペーンの実施など社会経済活動のレベルが段階的に引き上げられていきます。

○世界各地で感染拡大が続く中、国内では夏場の第二波を経て十一月半ばから感染者数が急増、県内では十二月十二日から県と広島市が連携して「集中対策期間」として対策を強化する状況になりました。

○大晦日に全国で年内最高の四千人超の感染者が確認されるなど、感染の急拡大に歯止めがかからず、年明け早々の再度の緊急事態宣言(首都圏など)へとつながります。

○令和二年末現在で国内の累計感染者数は二万三千三百七十八人(うち死亡三四五九人)、世界では感染者が八千万人を超え、死者は一八〇万人に上っています。

二 県の対応方針など

感染拡大防止のための当館の対応は、当然のことながら広島県の対応方針に沿ったものでした。県の対応経過を整理しておきます。

○一月二十九日に特別警戒本部が設置され（四月十三日、対策本部に移行）、二月二十六日に「新型コロナウイルスに係る県主催のイベント中止等の考え方（以下「イベントの考え方」）が定められました。県内の感染者はまだ確認されていませんでしたが、参集規模や会場の環境などに応じて延期や中止の判断をすることとされました。

○三月十六日に県の「対策実施要領」が策定されました。三月末時点での県内での感染確認は六人でしたが、クラスター感染の発生を防ぐため「三つの密」を避けることが強く要請される状況になっていました。

○緊急事態宣言が全国に拡大された四月十六日現在の県内の感染確認は一一八人に達し、同十八日に県の「緊急事態措置等」が決定されました。

この時の休止要請施設に図書館などはあるのに文書館が見当たらず、調べてみると日本標準産業分類にも載っていない。思わぬところで我が国におけるアーカイブズの位置づけを再認識することになりました。

○緊急事態宣言の期間延長を受けて五月五日に「感染拡大防止に向けたフェーズ毎の主な対応」が定められ、段階的に施設の使用制限要請を緩和する見通しを示されました。同八日には「博物館等の開館に向けた考え方」が示され、同九日に十一日以降の博物館などの使用制限要請が解除されます。

○五月十五日、国の緊急事態宣言の解除を受けて県の緊急事態措置を解除し、新たに「感染拡大防止のための対処方針」が定められました。これに基づき同二十二日に外出の自粛や施設の使用制限などが基本的に解除されました。

○六月中の県内の感染確認は二人でしたが、七月に入って各地で感染が確認されたことを受け、七月二十一日に「感染拡大に対する警戒強化宣言」第二波を防ぐために「（広島積極ガード宣言）が策定されました。

○八月三十一日に「感染拡大防止に向けたステージごとの主な対応」が示されるなど、感染の拡大を最小限に抑えながら社会経済活動を継続する取組が進められます。

○十一月下旬以降、広島市内などで感染者が急増したため、十二月十二日から集中対策期間に入りました。マスク着用などの基本事項に加え、飲食の場における飛沫感染防止が対策の中心とされ、広島市では公共施設を原則として

臨時休館としています。

三 当館の対応と感染拡大防止対策

(一) 臨時休館

臨時休館に関しては、当館と同じ広島県情報プラザ内にある県立図書館と歩調を合わせることを基本としました。

○本県で初めて感染者が確認された三月七日、県立の図書館、美術館、博物館などが三月末まで臨時休館する方針であることを確認し、当館も週明けの九日から臨時休館としました。これらの施設に比べて来館者数は少ないものの、感染者の急増が強く懸念されていた当時の「空気」からすれば、休館しないという判断はあり得なかったと記憶しています。広島市立図書館では、二月二十九日からサービスを予約図書の出や返却などに限定していました。

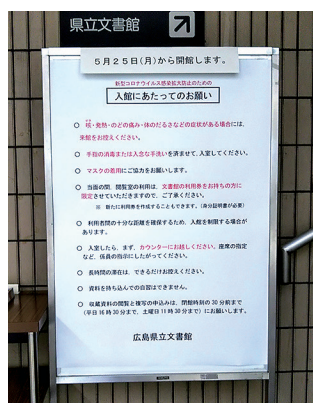


準備完了。再開が待ち遠しい。

○「ひろしま はなのわ二〇二〇」(三月十九日)のイベントなども中止になる中、四月以降も臨時休館を続けることとなります。

○「博物館等の考え方」に基づき、県立図書館は五月十二日から開館されますが、着座による読書などは再開されませんでした。文書館の利用形態はほとんどが閲覧ですので、この時点での開館は見送ることとしました。

○五月二十二日に「博物館等の考え方」が改正され、県立図書館は同二十六日からほぼ通常どおりのサービスを再開することになりました。これと合わせて当館も同二十五日から開館しました。



開館のお知らせ (5月23日)

○十二月の集中対策期間中においても、県立図書館と同様に休館することなくサービスを継続することとしました。

(二) 講座、展示等

○続古文書解説講座の最終回(三月十四日)は、休館前の三月二日に中止の判断をしました。「イベントの考え方」に

示される十分な換気などが難しいと判断したものです。三月二十七日からの収蔵文書展も延期としました。

○六月開講の古文書解読入門講座と、六月六日開催予定の文書館講演会については、四月二日に参加者の募集見合わせをホームページに掲載しました。ぎりぎりまで実施の可能性を探りましたが、研修会議室の密の回避が難しく、極端に人数を減らして開催するわけにもいかないことから中止としました。

○九月からの続古文書解読入門講座についても、秋以降の感染再拡大への懸念が拭いきれず、七月中旬に実施を見送る判断をしています。

○広文協の総会・講演会(五月二十九日)、県立広島大学との連携講座(七月)も中止せざるを得ない状況でした。

○その後状況が落ち着いてきたことから、感染拡大防止対策を講じながらパネル展(七月十日)、広文協研修会(十月五日)、収蔵文書展(十月五日)、文書保存管理講習会(十一月十九日)などの取組を再開していきました。

(三) 感染拡大防止対策

臨時休館後の館運営に当たっては、次のような対策を講じています

○閲覧室の机を一部分離して閲覧者間の距離を確保するとともに、対面で着席しないよう机に表示しました。

○閲覧室入口に手指消毒液を備え【写真】、



閲覧室入口のドアは常時開放

受付カウンターに飛沫を遮るためのパーテーションを手作りで設置しました【前ページ写真】。

○閲覧室入口のドアを常時開放し、サーキュレーターで換気することにししました【写真】。展示室についても同様の対応をしています。



(右) ゴミ箱とナッジ理論(↑)の応用
(左) のちに非接触型検温・消毒機を導入

○体調不良者の来館自粛を要請するとともに、来館者には手洗い(手指の消毒)、マスク着用への協力などをお願いしています。

○密を避け、万一感染が確認された場合の追跡を可能にするために、閲覧室の利用は利用券のある方(新規発行にも対応)に限定することにしました。再開当初は県外からの来館自粛を求めています。移動制限の解除を受けて解消しています。

○こうした来館者へのお願いなどは、館の入口などに掲示するとともに【前ページ写真】、ホームページでも周知を図りました。マスクottキャラクターの「モンちゃん」とジョーくんにもマスク姿で登場してもらいました【図】。

**新型コロナウイルスの
感染拡大防止に
ご協力をお願いします。**

- ✓ マスク
- ✓ 手洗い(手指の消毒)
- ✓ ソーシャルディスタンス

モンちゃん ジョーくん

★ニューアムキャラクターの日本一を定める
「ニューアムキャラクターアワード 2020」に参加中

広島県立文書館

四 今後に向けて

利用者サービスだけではなく、文書館員の業務も少なからず新型コロナウイルスの影響を受けました。職員間の接触を減じため全庁的にテレワークが推奨され、当館

でも四月二十二日から六月十九日までの約二か月間に延べ二八八人・日にわたって実施しました(十二月の集中対策期間中にも実施)。

目録の入力作業などがその間の主な業務でしたが、実物の資料整理などに支障をきたした面は否めません。ウィズコロナの時代に対応した、効率的な文書整理作業の進め方を模索する必要があります。

講座開催などに代わる普及啓発活動についても検討しましたが、ホームページでの収蔵文書展の内容紹介にとどまりました。今後、新たに稼働するデータベースシステムの利用促進も含め、デジタルを活用した取組の一層の強化が求められるでしょう。

また、この間の反省点として、ホームページでの講座中止などのお知らせが、必ずしも十分には伝わらなかったことが挙げられます。あらかじめ年間計画を周知していなかったことも要因の一つではないかと思われま。講座などの開催方法(募集人数、時期、回数など)についても工夫しながら、わかりやすく発信していく必要があると考えています。

〔追記〕

(館長 平岡典昭)

本県では本年一月十八日以降第二次・第三次の集中対策を実施。当館では県立図書館などと同様、感染拡大防止対策を徹底して開館を継続しています。

《収蔵文書展に寄せて》
二つの広島県庁舎―戦前と戦後―

令和三年(二〇二一)は、明治四年(一八七一)の廃藩置県で広島県が誕生してから百五十周年の節目に当たります。広島県立文書館では、これを記念して、収蔵文書展「資料からみた広島県庁舎の歴史」を開催します。

広島県庁舎は、百五十年の間に二度焼失し、八回移転しています。現在の庁舎は九か所目になりますが、この間の変遷をまとめたのが次の表です。

広島県庁舎の変遷

No.	県庁舎所在地	期 間
1	広島城本丸	明治4年7月24日～明治4年10月11日
2	広島城三の丸	明治4年10月12日～明治6年3月19日
3	国泰寺(小町)	明治6年3月20日～明治9年12月25日
4	仏護寺(寺町)	明治9年12月26日～明治11年4月15日
5	水主町	明治11年4月16日～昭和20年8月6日
6	東警察署(下柳町)	昭和20年8月7日～昭和20年8月19日
7	東洋工業(安芸郡府中町)	昭和20年8月20日～昭和21年7月14日
8	旧陸軍兵器補給廠(霞町)	昭和21年7月15日～昭和31年4月20日
9	基町(現庁舎)	昭和31年4月21日～現在

※期間の開始日は、庁舎への移転日を記載

九か所のうち三か所目の国泰寺仮庁舎は明治九年十二月二十五日に火災で焼失し、その一年四か月後、水主町(現在の加古町)に県庁舎が新築されました。しかし、この庁舎は昭和二十年(一九四五)の原爆被災によって焼失し、その十一年後に基町に新庁舎が再建されました。ここでは、戦前の六十七年間にわたって県政の中心となった水主町庁舎と、戦後の県政の拠点として本年竣工六十五周年を迎えた基町庁舎の二つの県庁舎が新築された経緯を紹介いたします。

国泰寺仮庁舎の焼失

明治四年七月、廃藩置県によって成立した広島県は、広島城本丸に県庁を設置しましたが、本丸に鎮西鎮台第一分営(二年後から広島鎮台、のちの陸軍第五師団)が設置されることになったため、明治四年十月に三の丸へ移転しました。その後この場所にも兵営が建設されることになり、明治六年三月二十日に小町の国泰寺境内に仮庁舎を設けて移転します。

ところが、明治九年十二月二十五日午後八時三十分、庁内の第四課湯呑所で火災が発生、折からの烈しい北風によって燃え広がり、庁舎を焼き尽くして三時間後にようやく鎮火しました。(国立公文書館所蔵『公文録』明治九年・第二九九巻) この火災により庁内の書類は過半が焼失したため、県民から出されていた諸々の願や伺いのうち、未決裁分は書き直して

再提出するように指示し、その中で急を要する案件は迅速に申し出るように布達しました。「本県布令」(山野村役場文書一九九六〇七一―一六八)所収。

また、県庁舎だけでなく、周囲の建物も類焼しました。国泰寺は本堂・庫裏などの多くの建物や累代の宝物が焼失し、甚大な被害を受けました。そこで末寺とともに県に嘆願書を提出、これを受けた県は、内務省へ伺いを出して再建費の援助を求めました。

その結果、出火原因が県の過失であることが考慮され、明治十一年七月に、再建費六千五百余円のうち三千五百円が手当金として支給されることになりました(『公文録』明治十一年・第四十六巻)。国泰寺の本堂・庫裏はようやく明治十五年に再建されます。

水主町庁舎の新築

国泰寺仮庁舎が焼失した翌日の明治九年十二月二十六日、県は寺町の仏護寺(のちの広島別院)へ庁舎を仮設しました。県はただちに庁舎の新築を計画し、明治十年二月二十四日、県令藤井勉三から内務少輔前島密(内務卿大久保利通代理)宛て「県庁新規建築之儀、伺」を提出しました(『公文録』明治十年・第三十一巻)。

この伺いによれば、仏護寺は広島市の北隅に位置して交通が不便であり、しかも建物狭いため、別の二寺にも庁舎を分散する必要がありました。また、堂内に

テーブルや椅子を置くことができないので、職員が並んで座って事務をするような状況でした。庁舎の分散により余分な経費が増加したこともあり、県は庁舎の新築を計画することになりました。

新たな県庁舎の建築場所として、水主町が候補地となりました。水主町は広島市中の東西中央に位置し、旧一等道路(旧西国街道)からの距離がわずか数丁の至便の地にあります。また、近くを河川が流れて民家から隔てられているので火災の恐れが少なく、運輸も便利で、県庁にふさわしい場所と判断されたものです。

並行して建築仕様の検討も進められました。日本型家屋は西洋型家屋に比べると極めて「疎漏脆軟」で、往々にして破壊や火災の恐れがあるとして、新庁舎は堅牢な西洋型を模して設計されました。このように、建築場所と建築仕様の検討に当たっては、国泰寺仮庁舎の焼失という苦い経験を背景として、防火が強く意識されています。

以上の内容が記された県庁舎新築伺いは明治十年四月三十日に認可され、建築費一万二千七百三十五円余のうち、調整額を差し引いた額の三分の一に相当する三千八百二十三円余が官費として支出されました。また、居住者の移転料を含む敷地買上費の六千三十二円余(のち二百円余増額)も国庫負担となりました。なお建築費の残り三分の二に相当する七千六百四十六円余は民費とされ、県内の各



水主町の広島県庁舎 大正15年(1926)頃
(『広島県写真帖』所収)

大区への管内割等によって賄まかなわれました。こうして、水主町の県庁舎は明治十一年四月に竣工しました。四月六日に県が発出した布達によれば、十一日から十三日まで県民に庁舎の縦覧が認められ、十五日に開庁式を施行、十六日に仏護寺から移転しています。「本県布達帳(二)」明治十一年四月(複製資料P九一〇―C二二)ほか所収。新庁舎はルネッサンス式木造二階建てで、室内の調度も洋式でした。初めて洋風建築を目にした県民は驚嘆し、新時代の到来を感じたのではないかと思われます。

戦災復興と県庁舎の再建

昭和二十年八月六日、原爆被災によって本庁舎を失った広島県は、当日の夕方、備後出張から戻った高野源進たかのげんしん県知事の指揮の下、比治山町の多間院たかまのいんに県防空本部を設置しました。翌七日には下柳町の東警察署に拠点を移して救援活動を行い、終戦後の八月二十日からは安芸郡府中町向洋むかいやなぎの東洋工業本館(三階講堂)を仮庁舎として、戦後処理に当たりました。

昭和二十年十月に着任した楠瀬常猪くすのせつねい県知事(中国地方行政事務局長を兼任)は、被爆による倒壊を免れた霞町の旧陸軍兵器補給廠しょうを当面県庁舎として利用することを計画しました。そこで、この建物を共同管理していた広島財務局長らと協議の上で特殊物件処理委員会に諮り、昭和二十一年二月に県庁舎への転用が決定します。同年四月から突貫工事で建物を修理し、七月十五日に移転しました。

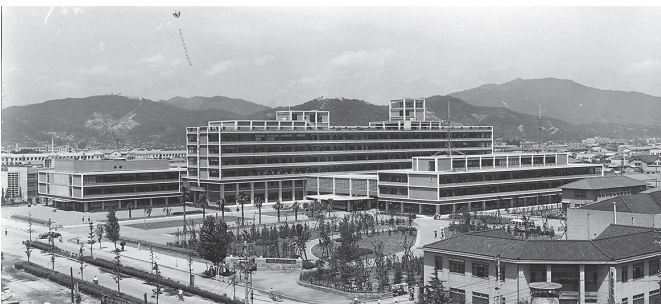
旧兵器補給廠の建物のうち八棟が本庁舎として利用されましたが、独立した八棟に各部の事務所が分散配置され、渡り廊下もなかったため連絡が非効率で、雨天の場合は特に不便でした。また、もともとはレンガ造りの兵器倉庫の内部を改修して執務室に利用したため、通風や照明などの環境にも問題がありました。そのため修繕費が年々かさみ、改修・増築費は合計五千万円以上に及びました。この他にも、立地場所の地理的な不便さや、国有財産の使用料納付が必要であること

などさまざまな問題があり、昭和二十年代後半以降、次第に新庁舎建築の機運が高まっていききました。

昭和二十七年(一九五二)、広島商工会議所から県議会へ新庁舎建築の請願書が出され、翌二十八年の二月定例県議会に建築促進の発議書が提出されました。これを受けて、大原博夫ひろひろ県知事は財源確保のため国と折衝し、起債承認の見通しが立ったことから新庁舎の建築に踏み切ります。総事業費は九億七千万円、その財源は県費二億円、県債六億円、財界や市町村からの寄付金一億七千万円が見込まれました。

このうち、寄付金の分担については、市町村分一億円、財界分七千万円の目標額が定められ、県職員組合も給料の千分の五を三十か月間任意寄付することを決めます。その結果、寄付申込総額は目標を上回る二億三千万円に達しました。

新庁舎は、かねて予定していた基町の西練兵場跡地に建設されることになり、昭和二十九年三月に着工されます。その



基町に再建された広島県庁舎 昭和31年(1956)
(坊敏之資料200105-2-1)

設計上の特徴は、地盤の悪いデルタ層に杭打ちなしで六階建てを可能にした浮函工法と、主要事務室を南面させた並列配置で、建物と調和した庭園の設計にも意が尽くされました。

現県庁舎はこうして昭和三十一年二月末に完成し、四月十九日には盛大な落成式が開催されました。これを報じた読売新聞広島版では、二千三百個の蛍光灯を点灯させた新庁舎の夜景写真を掲載し、その様子を「復興のシンボル さながら大洋をゆく豪華船」と伝えています。十九日から二日間県民に開放され、五万人が見学に訪れました。

広島県は、原爆被災から一年もの歳月を経て、ようやく庁舎再建の悲願を果たすことができたのです。

(荒木清二)

収蔵文書展

広島県誕生 150周年記念

資料からみた広島県庁舎の歴史

期間 令和3年3月29日(月)～6月12日(土)

場所 広島県立文書館展示室

関連行事 文書館講演会

(収蔵文書展に関連した内容を予定)

期日 令和3年6月5日(土)10:00～

場所 広島県立文書館研修・会議室

講師 荒木清二(広島県立文書館総括研究員)

《閲覧室から》
「広島県立文書館データベースシステム」
（デジタルアーカイブ）の公開

広島県立文書館では、令和三年（二〇二二）三月一日から、「広島県立文書館データベースシステム」（デジタルアーカイブ）の公開を始めました。これまで当館では、古文書や複製資料の目録と絵葉書の画像をホームページで紹介していましたが、行政文書などの目録は来館しないと見ることができませんでした。この度のデータベースシステム公開によって、行政文書、行政資料、古文書、複製資料、



「広島県立文書館データベースシステム」トップページ



詳細検索の画面

図書、県報などの収蔵資料の検索や、絵葉書、絵図、県広報写真などの画像の閲覧、ダウンロードが可能になりました。当館のホームページからアクセスすることができますので、ぜひご利用ください。以下、このデータベースシステムの概要をご紹介します。

資料の検索

トップページの検索ボックスにキーワードを入力し、登録資料全体の簡易検索を行うことができます。資料の種類や作成年代、作成者等の条件を指定して詳細検索を行うことも可能です。また、資料

のカテゴリ（分類）に従って、探したい資料を絞り込むこともできます。例えば行政文書の場合、「総務」「学事」「財政」といった「シリーズ」（大分類やその細区分である「サブシリーズ」（中分類）によって文書を絞り込み、必要な文書を特定することができます。古文書の場合は、

県内の市町別どのような文書群があるかを検索し、それぞれの文書群の説明を読んだ上で、該当の文書群に含まれる個々の文書を探することができます。

こうして特定した文書は、閲覧申請書や複写申請書に出力することができますので、事前に準備していただければ、閲覧等の手続きがスムーズになります。また令和三年度には、閲覧室にタブレットとプリンターを備え付ける予定で、資料の検索と申請書のプリントアウトが可能になります。なお、四月下旬からは、国立公文書館デジタルアーカイブの横断検索にも参加させていただく予定で、当館を含む全国の関係施設が所蔵する資料をまとめて検索できるようになります。

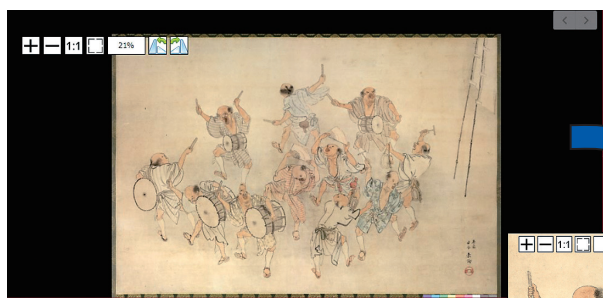
デジタルアーカイブ

本システムは、デジタルアーカイブの機能も有しており、絵葉書や絵図、県広報写真などのデジタル画像を閲覧し、ダウンロードすることができます。絵図などの大容量画像は、高精細対応ビューアが起動して素早く表示し、拡大・縮小もスムーズに行うことができます。なお、デジタル画像は、特に断りがない限り自由に利用することができます。当館への申請は不要です。ただし、当該画像を利用して行う一切の行為に関する責任は利用者自身が負うこととなりますので、ご注意ください。

仕様

本システムは八つのデータベースから構成されており、登録情報は次のとおりです。

- ① 行政文書（簿冊） — 行政文書（選別収集文書と旧長期保存文書）の簿冊に関する情報
- ② 行政文書（件名） — ①の簿冊に含まれる個々の文書（件名）に関する情報
- ③ 文書群 — 古文書、複製資料の文書群に関する情報



デジタルアーカイブのイメージ [高精細画像の初期表示(上)と拡大表示(右)]

役の資料など七箱。(請求番号二〇一九二五)

広島県退職校長会収集資料(寄贈)

広島県退職校長会の丸子要一氏が中心となつて収集した、広島県関係の満蒙開拓青年義勇隊関係の資料や図書類二五点。(請求番号二〇一九二六)

永岡家文書(寄贈)

永岡家は佐伯郡草津村の漁師・商家で養蠶業も営んだ。段ボール九箱と七点。(請求番号二〇一九一七)

定森家文書(寄贈)

定森家は三原町で幕末から昭和にかけて酒造業を営んだ。許可申請や醸造税など明治以降の酒造関係資料一二二点。(請求番号二〇一九一八)

佐古家文書(寄贈)

三次郡小文村を流れる西城川の舟運に関する「水揚帳」など三点。(請求番号二〇一九一九)

このほか、石踊一則氏収集文書(寄贈、一九八九一四)一四点(安芸郡奥海田村村葬写真や賀茂郡原村の愛国婦人会関係文書など)、梶矢祥弘氏収集文書(寄贈、二〇〇五〇七)二七点(宇都宮黙森「対松楼記」や豊田郡大崎上島の望月家宛て書簡など)、佐々木勝幸氏収集文書(寄贈、二〇〇六一一)三〇〇点(写真明治十五年「従広島区至三次郡十日市駅改線路分間図」等の高田郡三田村植崎家文書など)、

中本佳春氏収集文書(寄贈、二〇〇七二二)一点(明治八年の御調郡後地村「諸達」、恵蘇郡比和町・荒木家文書(寄贈、二〇〇八一〇)三点(明治初年の旅館屋開業願や人馬継立営業願など)、高宮郡飯室村・福島家文書(寄贈、二〇一七一六)一点(川船鑑札)、以上七件三四八点が追加され、合計古文書は二八七、七六五点となった。



令和元年度の主なできごと

- 5月28日 令和元年度広文協総会
- 6月1日 文書館講演会
- 6月8日 古文書解説入門講座開講
- 6月10日 文書調査員会議
- 6月21日 県立広島大・図書館・文書館

- 6月24日 連携公開講座(7月5日まで3回)
- 6月24日 収蔵文書紹介展「写真展 芸備線の軌跡」(7月21日)
- 7月19日 安田女子大古文書学実習
- 7月29日 行政文書・新収集古文書などを燻蒸(9月27日も)
- 8月15日 台風接近のため臨時休館
- 9月21日 続古文書解説入門講座開講
- 10月4日 広文協第1回研修会
- 10月7日 収蔵文書紹介展「築港130周年ー広島港のあゆみ」(12月27日、1月10日まで延長)
- 10月23日 県庁選別文書を観音書庫へ搬入
- 11月8日 広島大・図書館・文書館連携事業「地域アカデミー二〇一九」(9日も)
- 11月21日 保存管理講習会
- 1月17日 比治山大学外実習
- 1月20日 収蔵文書紹介展「新たに収集した文書から」(3月7日)
- 2月5日 広文協第2回研修会
- 2月6日 県立広島大学外実習
- 3月9日 新型コロナウイルス感染防止のため臨時休館(5月23日)
- 3月16日 文書館だより44号発行
- 3月27日 収蔵文書展「災害が語る歴史資料」(10月5日に延期)
- 3月31日 紀要第15号発行

利用案内

開館時間
*月~金曜日 9時~17時
*土曜日 9時~12時

休館日

*日曜日、国民の祝日及び休日
*年末年始(12月28日~1月4日)

交通

*JR広島駅からバス(ベイシティ経由広島港方面行き)で「広島県情報プラザ前」下車すぐ、路面電車(紙屋町経由広島港行き)で広島本社前下車約五〇〇m、広島県情報プラザ2F



広島県立文書館だより 第四十五号
令和三年(二〇二二)年三月十七日発行
編集発行 広島県立文書館
広島市中区千田町三丁目七-四七
電話 〇八二二四五一八四四四
FAX 〇八二二四五一四五四一
ホームページ
https://www.prefhiroshima.lg.jp/site/monjikan/
印刷 株式会社 沼田総合印刷